

六十七 第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合)</p> <p>65の13-5</p> <p>..... (同法第65条の8第7項..... (同法第65条の8第8項.....</p> <p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65の13-9</p> <p>.....当該交換取得資産等の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における譲渡対価の額(特別勘定の経理の対象となった額).....</p> <p>(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)</p> <p>65の13-12 法人が、交換譲渡資産等の交換等に要する経費を支出することとなる場合における措置法第65条の13及び第65条の14の規定による圧縮記帳又は特別勘定の計算については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(1) 当該交換等があった日を含む事業年度において、翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)以後に当該交換等に要する経費の全部又は一部を支出することが予定されている場合</p> <p>64(3)-8及び64(3)-10の取扱い</p> <p>(注) これらの取扱いに準じて交換譲渡資産等の交換等に要する経費の額の</p>	<p>(所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合)</p> <p>65の13-5</p> <p>..... (第65条の8第7項..... (第65条の8第8項...</p> <p>(前事業年度分以前の特別勘定の額と当該事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</p> <p>65の13-9</p> <p>.....当該交換取得資産等の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む事業年度における譲渡対価の額と当該事業年度前の事業年度における譲渡対価の額(特別勘定の経理の対象となった額).....</p> <p>(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)</p> <p>65の13-12 法人が、交換譲渡資産等の交換等に要する経費を当該交換等の日を含む事業年度後の事業年度において支出することとなる場合における措置法第65条の13及び第65条の14の規定による圧縮記帳又は特別勘定の計算については、64(3)-8、64(3)-10及び64(3)-11の取扱いに準じて取り扱う。</p> <p>(注) 本文により64(3)-8又は64(3)-10の取扱いに準じて交換譲渡資産等の交</p>

改 正 後	改 正 前
<p>見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換等があった日を含む事業年度において未払金に計上することができる。</p> <p>(2) <u>当該交換譲渡資産等の交換等に伴い当該特別勘定を設けた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、措置法第68条の85の規定により特別勘定を設けた当該連結事業年度）後の事業年度において当該交換等に要する経費を支出した場合</u> 64(3)－11の取扱い</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65の13－14 (同法第65条の14第8項..... (同法第65条の14第9項.....措置法第65条の13第3項又は第5項において準用する措置法第65条の7第7項.....</p> <p>(特別勘定の設定に関する承認申請書及び特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</p> <p>65の13－15交換譲渡資産等を譲渡した日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に行わなければならないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>65の13－16 <u>措置法第65条の14第11項に規定する特別勘定</u>の金額が1,000万円未満のものであるかどうかについては、64(3)－19の取扱いを準用する。</p>	<p>換等に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換等があった日を含む事業年度において未払金に計上することができる。</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>65の13－14 (第65条の14第8項..... (第65条の14第9項.....措置法第65条の13第3項又は第5項において準用する第65条の7第7項.....</p> <p>(特別勘定の設定に関する承認申請書及び特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</p> <p>65の13－15交換譲渡資産等を譲渡した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から2月を経過する日までに行わなければならないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p>